

函館市監査公表第21号

函館市長から「財政援助団体等監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知」があったので、当該通知（写）を地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、別紙のとおり公表する。

平成26年5月27日

函館市監査委員 渡 辺 宏 身

函館市監査委員 植 松 直

函館市監査委員 北 原 善 通

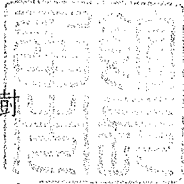
函館市監査委員 茂 木 修

函 市 民
平成26年5月7日

改 善 措 置 通 知 書

函館市監査委員 様

函館市長 工 藤 壽 樹



地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、次のとおり通知します。

部局名	市民部		
監査の種類	定期監査 ・ その他 （財政援助団体監査）		
監査等実施期間	平成25年9月4日～平成25年11月6日	講評日	平成25年11月8日
指 摘 事 項 等			
<p>○ 監査の対象 財政援助団体監査</p> <p>平成24年度において、函館市から函館市町会連合会に対して交付された函館市町会連合会補助金に係る出納、その他これらに関連する事務</p> <p>(1) 事務局職員の通勤手当の支給について</p> <p>事務局職員の通勤手当の支給に関して、函館市町会連合会就業規程の規定と異なる金額の支給があったことから、所管部局として速やかに当該団体に対し規程の整備を行うなどの指導を行い、是正されたい。</p>			
措 置 内 容			
<p>○ 事務局職員の通勤手当の支給については、速やかに函館市町会連合会就業規程の整備を行うよう補助対象団体に指導し、同規程が平成26年2月に改正され、平成26年4月から施行されたところであります。また、所管部局としましても、同規程に基づく通勤手当の支給を徹底させ、適切な事務執行に努めてまいります。</p>			